

(様式第1号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付申請書

年　月　日

札幌市長様

〔申請者〕
（住所）
（氏名）
（電話）
印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在、法人の名称及び代表者の氏名〕

年度において、下記の事業に関し、札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領第4条第1項の規定に基づき、補助金　円の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画

整備内容 〔工種、施設区分、構造、規格、能力等〕	工 期		交付対象経費 (A)+(B)+(C) 円	経費の内訳			備 考
	着手 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
計							

注)必要に応じて積算内訳を記載すること。

仕入れに係る消費税相当額について補助金を減額した場合は、備考欄に除税額を記入すること。

3 補助対象物件を担保に融資を受ける場合の融資の内容

担保に供する補助対象物件	金融機関名	融資名	融資金額	償還年数	備 考

4 事業実施により期待される効果

5 事業完了（予定）年月日 年　月　日

6 添付書類

- ・納税対応状況申出書（様式第1号別紙）
- ・市税を滞納していないことを証する書類
- ・補助金交付額算出調書、経費の配分調書、農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型対策）事業実施計画書（北海道規則様式による）
- ・その他市長が必要と認めるもの

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第1号別紙)

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
〔法人の名称及び代表者の氏名〕〕

該当項目	納税対応（予定）
	1 免税事業者
	2 簡易課税制度適用者
	3 一般事業者
	(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上
	(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満
	ア 一括比例配分方式
	イ 個別対応方式
	(ア) 課税売上対応
	(イ) 共通売上対応
	(ウ) 非課税売上対応
	4 公共法人等で特定収入割合5%を
超える	
以 下	

- 注) 1 この様式は、補助金交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。
2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。
3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。
4 この届出を行うときは、併せて、北海道石狩振興局長宛の申出書（北海道要領別記第2号様式）を市長に提出すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第2号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金については、札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領（平成30年6月21日付け経済観光局長決裁。以下「交付要領」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付要領第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで補助金交付申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額及び完了期限は、次のとおりとする。

補助事業名	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業内容	金額		
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業	農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）		円	円	年 月 日
合 計			円	円	

3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農山村振興局長通知。以下「国実施要領」という。）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（令和4年（2022年）年6月16日付け食政第318号農政部食の安全推進監通知。以下「北海道要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）、交付要領並びにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象経費の配分のうち、区分相互間の経費の流用はできない。
- (3) 補助事業に着手したときは、速やかに入札結果報告・着手届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。なお、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更をするときは、市長にその内容を報告するものとする。
- ア 事業実施主体の変更
- イ 補助対象経費の区分欄に記載の事業ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
- a 補助対象経費の30パーセントを超える増減（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補

助対象経費の減を除く。)

b 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。)

ウ 補助対象経費の区分欄に掲げる事業の新設又は廃止

エ 補助金額の減額を伴う変更をしようとするとき

(5) 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(6) 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(7) 補助事業の遂行の状況に關し、報告を求められたときは、指示された日までに事業遂行状況報告書(様式第9号)を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(8) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(9) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。

(10) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(11) 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(12) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加する者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書(国交付等要綱別記様式第2号)の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(13) 補助事業に係る工事が完成したとき又は機械器具の導入が完了したときは、速やかに工事完成届及び竣工届(様式第22号。機械機器の導入の場合は補助事業に係る機械導入完了報告書(様式第22号別紙)を添付したもの。)を市長に提出しなければならない。

(14) 補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月5日までのうち、いずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第24号)を市長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(15) 事業実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(16) 事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第26号)によりその金額(実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(17) 前号の定める場合を除くほか、補助金事業に關し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合には、当該経費を減額して作成した事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(18) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じる。

(19) 補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、その支出内容の証拠書類又は証拠物を備え、整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、帳簿等のほか、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

(20) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に關し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があつた後においても、また同様とする。

ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しな

いとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等(札幌市以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

オ 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。

カ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(21) 前号の定めによる処分に関し補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

(22) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(23) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(24) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

(25) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(北海道要領第23の1に定める財産)については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数(大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林水産省令第18号)別表に規定する処分制限期間)を経過することになるまでの期間は、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合又は補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付の決定をもって市長の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(26) 前号の申請により市長の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

(27) 前号に定める場合を除くほか、市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する納付金を市に納付させることがある。

(28) 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(29) この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部または一部を市に納付させことがある。

(30) 第7号の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は市の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させがあるので、これに協力しなければならない。

注 (1) 第2項の表中「区分」は国実施要領本文第2の19の(3)とし、「事業内容」欄は、国実施要領別記3の別表1「交付対象事業」又は「別表3(要件種類ごとの要件等)の3.産業支援型」に掲げられた各項目から該当の項目を選択して記入すること。

(2) 納税対応状況申出書を提出した事業実施主体が消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第15号及び第16号を削除すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第3号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金については、次の理由により交付できませんので通知します。

(理由)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第4号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)
補助金交付申請取下書

年　月　日

札幌市長　　様

(住所)

(氏名)

印

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)に関して、　　年　　月　　日
付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り
下げます。

(取下げの理由)

注) 取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第5号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日
様

札幌市長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度札幌市食料産業・
6次産業化交付金事業（加工・直売事業）については、下記により交付決定の（全部・一部）を
取り消すことに決定しましたので通知します。

この交付決定の取消しに伴い、すでに交付している当該事業補助金は、下記によりその（全部・
一部）を返還していただきますので、併せて通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

3 交付決定額 金 円

4 交付決定取消し額 金 円

5 返還額 金 円

6 返還期日 年 月 日

7 返還方法 納入通知書（別添）により納入してください。

8 延滞金

返還すべき補助金を納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付すること。

- 注) 1 記の1「取消しの内容」欄は、取消の対象となった部分が明らかになるように記載すること。
2 記の5～8は、本通知書を発する時点で補助金を交付していない場合は、記載しないこと。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第6号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金交付決定内容等変更通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金の交付決定内容及びこれに付した条件を下記のとおり変更しますので通知します。

記

1 削除事項

- (1)
- (2)

2 追加事項

- (1)
- (2)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第7号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)
補助金交付決定前着手届

年 月 日

札幌市長 様

(住所)
(氏名)
(電話)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)計画に基づく、次の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

工事等の 契約名	機械・施設等名	事業費	着手予定 年月日	竣工予定 年月日	理 由
		円 年 月 日		年 月 日	

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

- 注)
- 1 補助事業の着手は原則として、第5条に定める補助金の交付決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、国実施要領(別記3第9の2)の事項を承知の上、当様式を提出すること。
 - 2 「事業費」欄は、交付対象経費とする。
 - 3 交付決定前着手に係る契約が複数からなる場合は、当該契約ごとに上表を整理すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第8号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
入札結果報告・着手届

年　月　日

札幌市長　　様

(住所)
(氏名)

(電話)
〔法人にあつては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）計画に基づく事業について、下記のとおり入札結果を報告し、着手を届け出ます。

記

工事等の契約名			
施工方法	直営施工・請負施工・委託施工・代行施工		
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約		
入札執行年月日	年　月　日		
入札立会者の所属・役職・氏名			
入札予定価格（税抜）	円		
入札参加業者名及び入札価格（税抜）			円
			円
			円
			円
			円
入札執行回数	回		
落札業者名			
契約価格（税込）	円 (うち消費税及び地方消費税額		円)
契約年月日	年　月　日		
着手住所			

工事開始年月日	年　月　日
完了予定年月日	年　月　日
工事監理者名	
入札結果等の公表方法	
備　考	年　月　日付け札農政第　　号補助金交付決定通知 〔※補助金交付決定前に着手した場合 年　月　日付け札農政第　　号交付決定前着手届提出〕

添付書類

- ・請負人等との契約書の写し
- ・契約に係る指名停止等に関する申立書（国交付要綱別記様式第2号）の写し
- ・工程表
- ・入札説明書
- ・入札公告
- ・入札結果

- 注) 1 「施工方法」欄及び「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 本報告・届出に際しては、工程表を添付すること。また、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」（平成27年1月28日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、競争入札等に参加しようとする者に「契約に係る指名停止等に関する申立」（国交付要領別記様式第2号）の提出を求め、これを添付すること。
- 8 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。
- 9 この届出を行うときは、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）に関する入札結果報告・着手届（北海道要領別記第14号様式）を併せて市長に提出するものとする。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第9号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)事業遂行状況報告書

年 月 日

札幌市長

様

(住所)

(氏名)

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)
に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 事業完了予定 年 月 日
2 実施状況

年 月 日現在

区分	工種	実施計画		でき高		進捗率 B/A	支出済額	備考
		事業量	事業費A	事業量	事業費B			
			円		円	%	円	

注) 事業等執行遅延(不能)報告書(様式第15号)に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 10 号)

年度札幌市食料産業・6次产业化交付金事業（加工・直売事業）
事業遂行指示通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した 年度札幌市食料産業・6次産
業化交付金事業（加工・直売事業）を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件そ
の他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって事業遂行することを指示します。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第11号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業遂行一時停止及び是正命令通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した 年度札幌市食料
産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）の事業遂行状況が、当該補助金の交付の決定
の内容及びこれに付した条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事
業の遂行を停止し、下記のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

記

1 講すべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

2 是正措置は、 年 月 日までに完了させること。

3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を市長に報告すること。

4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消
し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずる
ことがあります。

注) 講すべき是正措置は、できる限り具体的、かつ詳細に記載すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 12 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業遂行一時停止解除通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付け 第 号で命じた 年度札幌市食料産業・6次産業化交
付金事業（加工・直売事業）の事業遂行の停止を解除します。

年 月 日

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第13号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）事業変更承認申請書

年　月　日

札幌市長様

〔住所〕
〔申請者〕〔氏名〕印
〔電話〕
〔法人にあっては、主たる事務所の所在、〕
〔法人の名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた　　年度札幌市食
料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、下記のとおり変更したいので、札
幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領第15条第1項第1号の
規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 事業実施計画

整備内容 〔工種、施設区分、構造、規格、能力等〕	工 期		総事業費 (A)+(B)+(C) 円	経費の内訳			備 考
	着手 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
計							

注)必要に応じて積算内訳を記載すること。

仕入れに係る消費税相当額について補助金を減額した場合は、備考欄に除税額を記入すること。

3 補助対象物件を担保に融資を受ける場合の融資の内容

担保に供する 補助対象物件	金融機関名	融資名	融資金額	償還年数	備 考

4 事業実施により期待される効果

5 事業完了（予定）年月日　　年　月　日

6 添付書類

- 実施設計書等の補助金交付申請書に添付したもので変更があるものについて、変更部分がわかるようにして添付すること。

注)2～5については、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載するなどにより、変更前と変更後の内容を対比できるように記載すること。

備考　この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第14号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

印

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けた　　年度札
幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、次の理由によりその事業遂
行を中止（廃止）したいので申請します。

(中止又は廃止の理由)

注) 申請時点における当該補助事業の進捗状況（廃止の場合を除く。）、その他必要と認めら
れる事項を記載した書類を添付すること。

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第15号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業執行遅延（不能）報告書

年　　月　　日

札幌市長　　様

(住所)

(氏名)

印

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けた　　年度札
幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、次の理由により、予定の期
間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ので報告いたしますから指示をお願い
します。

(中止又は廃止の理由)

注)　申請時点における当該補助事業の進捗状況（廃止の場合を除く。）、その他必要と認めら
れる事項を記載した書類を添付すること。

備考　この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第16号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)繰越等実施計画書

1 繰越後の事業完了予定 年 月 日

2 実施計画

区分	工種	計 画			年 度 内 実 施 予 定				翌 年 度 実 施 予 定				年度内概算 予定補助金	備 考	
		事業量	事業費 A	補 助 金	事業量	事業費 B	B/A	補 助 金	事業量	事業費 C	C/A	補 助 金	予定期間		
		円	円		円			円	円			円	年 ~ 年 月 ~ 月	年度内概算予定 補助金算出根拠	
計														円	

注) 「予定期間」欄は、区分ごとの予定期工期を記載すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 17 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）の事業計画変更を承認したので通知します。

〔 なお、年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。 〕
ただし、下記の事項を承知してください。

記

1 この承認の内容は、年 月 日付け 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）変更承認申請書記載のとおりとする。

2 変更後の補助対象経費、補助金の額及び完了期限は次のとおりとする。

変 更 前			変 更 後				
補助対象経費		補助金額	完了期限	補助対象経費		補助金額	完了期限
区分	事業内容	金額	円	区分	事業内容	金額	円

- 注) 1 補助金の総額に変更をきたす事業計画変更の場合は、〔 〕も記載する。
2 この変更承認に伴い補助金交付決定の条件を変更する必要がある場合は、その変更の内容を追加して記載する。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 18 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業変更不承認通知書

第 号
年 月 日
様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）の変更については、次の理由により承認しませんので通知します。

(理由)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 19 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業中止(廃止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）の中止(廃止)については、承認したので通知します。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 20 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
事業中止(廃止)不承認通知書

第 号
年 月
日

様

札幌市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった　　年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）の中止(廃止)については、次の理由により承認しませんので通知します。

(理由)

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第21号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)

事業執行指示通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長 印

年 月 日付けで提出のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)事業執行遅延(不能)報告書に基づき、当該事業の執行を下記のとおり指示します。

記

- 1 事業完了期限を 年 月 日とする。
- 2 補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに事業実績報告書を提出すること。会計年度が終了したときも、また同様とする。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第22号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）竣工届

年　月　日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付の決定を受けた 年度札幌市食料
産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、下記のとおり工事が完了しましたの
で届け出ます。

記

工事等の契約名	
施設機械等名	
事　業　費	円
着手住所	
着手年月日	年　月　日
完了年月日	年　月　日
関係法令検査年月日	
○○法	年　月　日
竣工検査年月日 (または予定日)	年　月　日
引き渡し年月日	年　月　日
契約業者名	
現場代理人名	
工事監理者名	

- 注) 1 「事業費」欄は、交付対象経費とする。
2 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、竣工年月日が契約
毎に異なる場合は、その都度提出すること。
4 添付書類：機械機器の導入完了の場合
・「機械導入完了報告書」(様式第22号別紙) (同じ種類の機械を同時に数台導入した場合であつ
ても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

補助事業に係る機械導入完了報告書

第 号
年 月 日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

年 月 日 第 号で補助金の交付の決定を受けた 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）に係る機械等の導入が完了したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	年 月 日
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	年 月 日
確認者又は検査員の氏名	

- 注1 この様式は、機械を導入したときに使用すること。
- 2 同じ種類の機械を同時に数台導入した場合であっても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。
- 3 「機械の納入者」欄には、補助事業者に機械を売り渡した者を記載すること。
- 4 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）竣工検査報告書			
1 補助金の交付決定の年月日 及び番号	年 月 日 第 号 ((変更承認) 年 月 日 第 号)		
2 着手(契約)場所			
3 補助対象者の住所及び氏名			
4 整備の内容			
5 補助対象事業費及び補助金	年月日	事業費	補助金
申 請 額	年 月 日	円	円
変更等による増減	年 月 日	円	円
確定見込額		円	円
6 着手及び完成年月日	着手 年 月 日 完成 年 月 日		
7 検査年月日	年 月 日		
8 検査場所			
9 検査の結果	合 格 不合格		
上記のとおり検査しましたので、報告します。			
年 月 日			
検査員 職・氏名			
立会員 職・氏名			
補助対象者立会員 住所 札幌市 区 氏名			

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 24 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）事業実績報告書

年　月　日

札幌市長 様

（住所）

[申請者] （氏名）

（電話）

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付け 第　　号で補助金の交付決定を受けた 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、下記のとおり完了したので、札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領第17条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 事業実施実績

整備内容 〔工種、施設区分、構造、規格、能力等〕	工　期		交付対象経費 (A)+(B)+(C) 円	経費の内訳			備　考
	着手 年月日	竣工 年月日		補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	その他 (C) 円	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載すること。

仕入れに係る消費税相当額について補助金を減額した場合は、備考欄に除税額を記入すること。

2 補助対象物件を担保に融資を受けた場合の融資の内容

担保に供する 補助対象物件	金融機関名	融資名	融資金額	償還年数	備　考

3 事業実施による成果

4 事業完了年月日 年　月　日

5 添付書類

- ・収支決算報告書（様式第 24 号別紙）
- ・出来高設計書
- ・財産管理台帳（様式第 32 号）
- ・請求書又は領収書等当該整備事業に係る事業費が確認できる書類
- ・補助対象物件を担保にして融資を受けた場合は、融資機関の融資決定通知
- ・その他市長が必要と認めるもの

備考 この様式によりがたいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 24 号別紙)

収支決算報告書

1 収入の部

単位:円

区分	予算額		精算額		
	当初	変更後	収入済額	未収入額	計
札幌市補助金					
借入金()					
自己資金					
計					

2 支出の部

単位:円

区分	予算額		精算額			不用額
	当初	変更後	支出済額	未支出額	計	
計						

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第25号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)事業遂行計画書

区分	工種	実施計画			年度出来高					翌年度繰越額			補助金概算払受領額	備考
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	支出済額	支出未済額	補助金	事業量	事業費	補助金		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	完了予定期日 年月日
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 26 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　月　日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在、
　　法人の名称及び代表者の氏名 〕

年　月　日付け 第　号で補助金の交付決定を受けた 年度札幌市
食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 年　月　日付け 第　号による補助金の確定通知額 金 円

2 事業実績報告書提出時に減額した補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

5 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

※消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期を記載

消費税及び地方消費税の確定申告予定期 年　月

6 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

7 添付書類

(補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。)

・別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料を併せて提出すること）（様式第 26 号別紙）

・消費税確定申告書（税務署の收受印等のあるもの）の写し及び付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書（税務署の收受印等のあるもの）の写し及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）（税務署の收受印等のあるもの）の写し

・補助対象者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第26号別紙)

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

事業実施主体名

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
-------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	① の 内 訳		②のうち 消費税等 相 当 額 ③	③ の 内 訳			仕入控除 税 額 ⑥	補 助 率 ⑧	補助金に係 る消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上対応 ④	共通売上対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注) 1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥

(2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]

(3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 27 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を通知した 年度札幌市食料
産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）に係る補助金の額について、次のとおり確定した
ので通知します。

確定補助金額	金	円
--------	---	---

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

請 求 書

札幌市長様

下記のとおり請求します。

記

名 称・摘 要	数 量	単 價	金 頓
	一式		

請求年月日

合計請求金額

請求番号

電話番号

郵便番号

請 求 印

住 所

氏 名

フリガナ

下記の口座に振り込んでください。

振込先金融機関	
(金融機関名称)	(本・支店名)

預金種目

口座番号

1 普通

2 当座

9 別段

(様式第 29 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
補助金概算払申請書

第 号
年 月 日

札幌市長 様

(住所)

(氏名)

(電話)

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）について、下記により補助金 円を概算払により交付されたく申請します。

記

1 申請の理由

2 概算払申請額等

区分	補助対象経費	補助金交付決定額(A)	既受領額(B)		今回申請額(C)		残額 (A)-((B)+(C))		整備事業完了予定期日	備考
			金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
		円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	

3 添付書類

- ・請求書（様式第 28 号）
- ・申請額の算出の基礎となる書類（出来高調書、請求書又は領収書等）

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 30 号)

年度札幌市食料産業・6 次産業化交付金事業（加工・直売事業）

補助金概算払決定通知書（第 回）

第 号

年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで概算払申請のあった 年度札幌市食料産業・6 次産業化交付
金事業（加工・直売事業）に係る補助金について、下記のとおり概算払をすることに決定したので通
知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 既に概算払をした額 金 円

3 今回概算払決定額 金 円

4 概算払をする時期 年 月 日頃

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 31 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）

補助金概算払不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付で概算払申請のあった、 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金
事業（加工・直売事業）に係る補助金については、次の理由により概算払することができませんので
通知します。

(理由)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第32号)

財産管理台帳

事業実施主体名 :

地区名 地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名								処分の状況		摘要	
事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	工期		交付対象 経費 (単位:円)	経費の配分			処分制限期間		耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
				着手 年月日	竣工 年月日		負担区分	国の交付金	都道府県費	市町村費	その他						
施設計																	
機械計																	
合計																	

設置場所 : 札幌市 区

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

(様式第 33 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）

財産処分承認申請書

年　月　日

札幌市長　　様

(住所)

[申請者]　　(氏名)

(電話)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在、
　法人の名称及び代表者の氏名〕

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）で取得した（又は効用の増加した）財産について、下記のとおり処分したいので、札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）補助金交付要領第 27 条第 3 項の規定に基づき承認申請します。

記

1 処分の理由

(1) 社会経済情勢の変化等の事情

〔(注) 社会経済情勢の変化等により当初の補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以下の事項により具体的に記述すること。
(ア) 補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化
(イ) 当初の補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情
(ウ) 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「20年承認基準通知」という。）の第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等〕

(2) 処分を行う理由及び今後の利用方法

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためにものであることを具体的に記述すること。〕

2 処分の対象施設

(1) 施設の名称、所在、型式、数量

〔(注) 施設とは、建物並びに建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地をいう（以下同じ。）。〕

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 施設の耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 処分の方法（処分区画）

（注）財産処分の態様を具体的に記述するほか、20年承認基準通知の別表4の処分区画の欄に掲げる内容のうち、いずれに該当するかを記述すること。
農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設（以下「農林水産業施設」という。）として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名を記述すること。

5 要件の適合等について

（注）（1）20年承認基準通知の別表4の（注2）に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
（2）20年承認基準通知の別表4（注1）及び（注3）の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。
（3）農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。
（ア）機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。
（イ）以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
① 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。（可能な限り定量的に記述すること。）
② 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
③ 当該施設（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資することである。
④ 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。（必要な資料を添付すること。）
⑤ 当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。

6 納付金額（予定額）

（注）処分区画の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること。
また、取り壊し等に要する費用を超える収益（損失補償金を含む。）があった場合は、取り壊し等の工事概要、事業費（予定）、収入額（予定）等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

7 同種の補助事業の申請について

（注）財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第34号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）
財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）に係る財産処分については、承認したので通知します。
ただし、下記の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに「財産処分報告書」（様式第34号別紙）を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に市長が発行する納入通知書により市に納付すること。

注) 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第34号別紙)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)
財産処分報告書

年　月　日

札幌市長　　様

(住所)

(氏名)

(電話)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在、
法人の名称及び代表者の氏名〕

年　月　日付け　　第　　号で承認のあった、　　年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業(加工・直売事業)に係る財産を次のとおり処分したので報告します。

記

[財産の処分状況]

物　件　名	処　分　方　法	金　額	処分年月日
		円	

注) 処分に係る契約書等の写しを添付すること。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式第 35 号)

年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）

財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業）に係る財産処分については、次の理由により承認しませんので通知します。

(理由)

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。